



平成 27 年 5 月 27 日

各位

会社名 株式会社アーレスティ  
代表者名 代表取締役社長 高橋 新  
(コード番号 5852 東証第1部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 辻 鶴男  
(TEL. 03-6369-8664)

## 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定についての議案を、下記の通り平成 27 年 6 月 18 日開催予定の当社第 94 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

平成26年6月19日開催の当社第93回定時株主総会におきまして、当社の取締役報酬額及び監査役報酬額は、年額の取締役報酬及び監査役報酬とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権の総数の上限を、新株予約権を割り当てる日における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により算出した公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が取締役（社外取締役を除く。）については年額35百万円、監査役（社外監査役を除く。）については年額6百万円以内となる範囲内の個数とする旨のご承認をいただき今日に至っておりますが、平成27年6月18日開催予定の当社第94回定時株主総会の第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、年額の取締役（監査等委員であるものを除く。）報酬及び監査等委員である取締役報酬とは別枠として、経済情勢等諸般の事情も考慮し、ストックオプションとしての新株予約権の総数の上限を、新株予約権を割り当てる日における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により算出した公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が、監査等委員であるものを除く取締役（社外取締役を除く。）については年額45百万円、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）については年額8百万円以内となる範囲内の個数とする旨の改定をご承認いただきたく存じます。

なお、平成27年6月18日開催予定の当社第94回定時株主総会の第1号議案、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）となります。

当社は、本制度により、長期的な業績発展への貢献が報酬に反映されるとともに、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有できること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

## 2. 新株予約権の具体的な内容

ストックオプションとして取締役が発行する新株予約権の内容は、次のものとしたたく存じます。

### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

#### 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権を割り当てる日における新株予約権1個あたりのブラック・ショールズ・モデル等により算出した公正価額に当該新株予約権の割り当て個数を乗じて得られる金額の合計額が監査等委員であるものを除く取締役（社外取締役を除く。）については年額45百万円、監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）については年額8百万円以内となる範囲内の個数とします。

#### 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は100株とします。

なお、当社が合併、会社分割、株式分割（株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとします。

### ② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額1円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とします。

### ③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内とします。

### ④ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

### ⑤ 新株予約権の行使の条件

(イ) 新株予約権者が当社の取締役の地位を有する時は新株予約権を行使することができないものとします。

(ロ) 新株予約権者が上記③に定められる新株予約権を行使することができる期間の最終日の1年前の応当日まで当社の取締役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、当該応当日の翌日より③に定められる新株予約権を行使することができる期間の最終日まで新株予約権を行使することができるものとします。

(ハ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案、又は株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当該承認日の翌日から15日間に限り新株予約権を行使することができるものとします。

(ニ) その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めます。

以上